

平成30年第6回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(平成30年6月25日)

召集年月日 平成30年6月25日（月）

召集の場所 里山文化交流センター

開会 平成30年6月25日 午後2時59分

閉会 平成30年6月25日 午後3時48分

出席農業委員（11名）

1番 早川和夫（会長） 2番 溝口智也 3番 菅原儀左エ門
5番 山本修 6番 神野淳一 8番 松宮重信（職務代理）
9番 細川正博 10番 木村憲雄 11番 櫻井隆治
12番 松井厚雄 14番 古池洋子

欠席委員（1名）

4番 岡秀夫

出席事務局

局長 板谷則昭 次長 井関哲也 書記 谷口有利子

提出議案

議案第17号 農地法5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第18号 農地法5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について

議案第20号 現況証明について

議案第21号 大飯農業振興地域整備計画の変更について

報告第6号 農地変換届について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成30年第6回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、4番 岡委員より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております5議案と報告1件を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会 長

本日は、平成30年 第6回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、6番 神野委員さんと9番 細川委員さんを指名いたします。

[日程 2]
議 長

日程2 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第17号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 3]

議 長 日程3 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長
議案第18号は、〇〇の〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇氏が同じく〇〇の〇〇氏が所有する申請地に駐車場を整備する申請であります。
詳細は書記に説明させます。

書 記 はい。
(議案朗読)
この申請地の農地区分につきましては、申請地は土地改良がされていない小集団の農地として第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

櫻井委員 はい。

櫻井委員 この申請につきましても、22日に山本委員と現地を確認いたしました。

本案は〇〇〇の〇〇〇用の駐車場を作るための申請で、申請地については近隣に住む〇〇氏から寄付の申し出があったとのことです。現在、〇〇〇は〇の入り口前等に駐車をしている状況とのことで、〇〇〇が多いと駐車できないことがあるそうです。また、申請地以外に近隣に駐車場を整備できる土地はなく、転用はやむを得ないものと判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございました。
 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告
 がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 この駐車場は登録する地目は何になるのか。

局 長 確認して次の委員会で報告いたします。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第18号 農
 地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権
 移転許可申請審議については、原案どおり許可するもの
 と決定します。

[日程 4]

議 長 日程4 議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18
 条第1項の規定による農地利用集積計画審議について
 を議題とします。

 この案件はおおい町長から同意を求められたものであり
 ます。

 それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長
 議案第19号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基
 づいて利用権を設定するものであります。
 詳細は書記に説明させます。

書 記 はい、議長
 (議案朗読)
 今回の設定は、借受人の始期が平成30年7月1日からの○
 件でございます。

設定地は、現況が○となっておりますが、平成29年第3回農業委員会にて農地変換の報告をしており、○から○に変換されています。

この利用権設定の同意判断につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

櫻井委員 　　はい、議長。

櫻井委員 　　本件につきましては、22日に事務局より利用権設定の経緯の報告を受けまして、いずれも問題ない農地であると判断いたしました。

議長 　　ご報告ありがとうございました。
それでは、議案第19号につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 　　借受人の○○○○○○○○○○の利用権設定の借受面積の合計は現在どのくらいか。

次長 　　確認して次の委員会で報告いたします。

議長 　　他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 　　ご異議がないようでございますので、議案第19号 農

業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画に係る意見照会については、町へ同意することといたします。

[日程 5]

議長 日程5 議案第20号 現況証明について を議題とします。事務局から説明をお願いします。

局長 議案第20号は、申請人が所有する土地の現況証明を申請するものであります。
詳細につきまして書記に説明させます。

書記 (議案朗読)
現況証明とは、所有者が農地を農地以外のものに登記替えを行うにあたり、農業委員会に対して現況が農地以外であることを証明してもらうための手続きです。
〇〇の申請につきましては、〇〇〇年に〇に開墾され〇から〇に地目変更されたが、その後〇〇〇が〇〇され、〇〇〇〇年に〇〇となったとのことで、現況が農地以外であるため証明を申請されています。
〇〇の申請につきましては、〇〇〇年頃に農振農用地除外の申請があり、大飯農業振興地域整備計画の変更がなされ、現在は農振農用地から除外されております。その後〇〇〇年以上に亘り、「〇〇〇〇〇」として扱われており、固定資産税もその地目で負担しているとのことで、現況が農地以外であることから証明を申請されています。
この申請について、「福井県農地関係事務処理要領」に基づき、農業委員3名及び事務局職員で現地確認を行い、「農地であるかを定める基準」に照らし判断をいたしました。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

山本委員 はい、議長。

山本委員 本件につきましては、22日に櫻井委員、古池委員の農業委員3名及び事務局職員と現地を確認いたしました。い

ずれの申請地も申請のとおりであり、「農地でない」と判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。
それでは、議案第20号につきまして、ご意見、ご質問
ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませ
んか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第20号 現
況証明については、農地でないと判断し、現況証明を行
うことといたします。

[日程 6]

議長 日程6 議案21号 大飯農業振興地域整備計画の変更
について、を議題といたします。
本案は、おおい町長から意見を求められたものでありま
す
それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案21号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地について大
飯農業振興地域整備計画の変更を行うものです。
詳細は次長に説明させます。

次長 はい、議長
それでは、概要を説明いたします。
本案は、〇〇〇〇〇〇の〇〇 〇〇氏が結婚を予定して
いる〇〇の分家住宅の建設及び〇〇氏の家族及び〇〇夫婦
が所有する車〇台分の駐車場整備に係る申請です。
申請地は大飯農業振興地域整備計画において農振農用地
に指定されており、先に農振農用地の除外が認められたう
えで農地転用の申請が可能となります。
当該農地は第1種農地であり、転用許可基準は「住宅そ

の他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

なお、今後、県との協議により、農振農用地からの除外手続きが完了しますと、転用申請を提出していただくこととなります。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

山本委員 　　はい。

山本委員 　　この申請につきましても、22日に櫻井委員と現地を確認いたしました。

申請地は、現在、○としてよく管理されておりますので、非常に残念ではありますが、代替地がないとの申出がありますので、転用基準に照らしましても問題ないものと判断いたしました。

議長 　　ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 　　ご異議がないようでございますので、議案第21号 大飯農業振興地域整備計画の変更については、特段の意見なしとして回答することといたします。

[日程 7]

議長 　　日程7 報告第6号 農地変換届について を議題とします。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第6号は、〇〇地域の〇〇筆を畑にする届でございます。
詳細につきまして書記に説明させます。

書記 (議案朗読)

議長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

松井委員 工事期間〇年は長いのではないか。

次長 工事期間は原則3か月である。1年以内に工事完了しない計画の場合は期間について指導しているが、今回の案件については以前同様の申請があり、その当時はそのまま報告していた。今回の同様の申請について、受け付けられない理由がないため、申請された〇年のまま受け付けています。

松宮委員 実際は〇になるのか。

次長 同じ業者が関わっている、隣の〇も〇になっているため〇になると見込まれます。

議長 作土の深さについてはわかるか。

次長 作土の情報はありません。現地確認で確認します。

松井委員 今回の申請地の工事する業者は、近くの農地変換申請地で〇〇〇〇〇〇〇〇〇業者か。

次長 当該申請地の業者はこれから選定するとのことで、決まっていないと聞いています。どこの土を持ってくるか、土がどんな状態であるか等についてしっかり確認するようにとの指導はしております。

松井委員 以前申請があった農地変換申請地について、土が高く盛られていて、少し崩れていた。これについては指導しているか。

次長 関係者に確認したところ、盛っている土については、乾

燥するために置いてあると聞いています。この後には計画どおり畑地にすると確認しています。

松井委員 ○○○○○として利用されているのではないか、大丈夫なのか。

山本委員 その指導については農業委員会の管轄か、他の管轄ならばその課に指導を依頼すればよいのではないか。

局 長 この件については以前から農業委員会でも心配いただいております、事務局としても情報を集めているところであるが、あくまでも農地変換として届が出ているため、農業委員会の報告案件としています。お願いや指導は行っているが、法的拘束力のある指導ができるかは調査していきたい。

松井委員 以前の申請の許可が間違っているのならば、これからは正しなければならぬ。

局 長 それについても検討していきたい。注意深く見守り、指導したい。

松宮委員 農地変換については転作になるのか。

局 長 来年からは○○としてみなし、転作扱いにはしないよう検討しているところです。

松宮委員 方針をはっきりさせてほしい。

議 長 他に、ご意見ご質問ありませんか。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 それではこれで、平成30年第6回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。